

議案第97号

佐野共同高等産業技術学校の指定管理者の指定について

佐野共同高等産業技術学校の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和3年12月3日提出

佐野市長 金子 裕

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

佐野市大橋町2042番地1

佐野共同高等産業技術学校

2 指定する指定管理者

佐野市大橋町2042番地

職業訓練法人佐野共同高等産業技術学校運営会

会長 永島 柁木

3 指定管理者に指定する期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

理 由

佐野共同高等産業技術学校について、指定管理者の指定をしたいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 …省 略…

2 …省 略…

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条

の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 …省 略…

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7-11 …省 略…

議案第97号参考資料

指定管理者候補者の概要

名 称	職業訓練法人佐野共同高等産業技術学校運営会
種 別	職業訓練法人
設立年月日	平成10年4月28日
資産総額	189万5,718円
職員数	24人
設立の趣旨	職業能力開発促進法による認定職業訓練その他の職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人としての有為な労働者の養成と労働者の経済的社会的地位の向上を図る。
事業概要	(1) 会員の雇用する労働者に対する認定職業訓練を行うこと。 (2) 求職者に対する認定職業訓練を行うこと。 (3) 認定職業訓練のための施設を他の事業主等の行う職業訓練のために使用させ、又は委託を受けて他の事業主等に係る労働者に対して職業訓練を行うこと。 (4) 職業訓練に関する情報及び資料の提供を行うこと。 (5) 職業訓練に関する調査及び研究を行うこと。 (6) 前各号に掲げるもののほか、職業訓練に関し必要な業務を行うこと。
類似施設での指定管理の実績	佐野共同高等産業技術学校